

入 札 説 明 書

令和 7 年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 7 月 7 日

2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊

3 担当部局

住 所 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町(京都府庁 2 号館 4 階)

課 係 名 農林水産部農産課 農業応援伴走支援係

電話番号 075-414-4957 FAX 番号 075-414-4974

4 入札に関する事項

(1) 委託業務の名称

令和 7 年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託

(2) 業務の仕様等

別添「令和 7 年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日

5 入札説明書の交付日時及び場所

入札説明書公付日時 令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 18 日の期間 午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後 1 時までを除く。)

入札説明書公付場所 3 に同じ(京都府ホームページからダウンロードすることも可)

6 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しないものを含む。)

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実が無くなった後2年間を経過しない者を含む。)

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 公告日の属する年の1月1日において直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 一般競争入札参加資格審査申請書(別紙様式1)及び添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 府内に事業所を設置していない者

- (2) 申請書等の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

8 入札参加資格審査の申請手続

入札参加資格審査を受けようとする者は、申請書等を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間

令和7年7月7日(月)から令和7年7月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 申請書の提出場所

3に同じ。

- (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあつては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 16 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないことの証明書
- イ 市町村等が発行する身分証明書（個人）
- ウ 京都府内に事業所を設置する者にあつては京都府が発行する府税納税証明書（別紙様式 2 の 1）
- エ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 営業経歴書及び営業実績調書（別紙様式 3 の 1 及び 3 の 2）
- カ 法人にあつては審査基準日の直前の 2 営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- キ 取引使用印鑑届（別紙様式 4）
- ク 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（別紙様式 5）
- ケ 誓約書（別紙様式 6）

(5) 資料の提出等

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 入札参加資格を有する者の名簿への登載等

6 及び 7 について入札参加資格があると認定された者は、令和 7 年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別紙様式 7（その 1）又は（その 2））により、申請書を提出した者に通知する。

11 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から令和 7 年 9 月 17 日までとする。

12 入札参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者（9 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別紙様式 1 の 2）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあつては代表者の職・氏名
- (4) 個人にあつては氏名

13 入札参加資格の承継

- (1) 入札参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その入札参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割により営業を承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別紙様式8。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他契約担当者が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別紙様式9（その1）又は、（その2））により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

14 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その入札参加資格を取り消す。

- (2) 入札参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときは、その入札参加資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は業務の内容、数量等に関して不正行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は

検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書(別紙様式10)により、その者に通知する。

15 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月28日(月) 13時30時

イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁2号館4階、農林水産部会議室

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式5)を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「令和7年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 入札参加資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取

りやめることがある。

- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「入札説明書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該入札説明書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に対して質問書（別紙様式 11）により説明を求めることができる。ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問書

(ア) 提出日 令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 15 日（火）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 提出方法 持参または FAX（FAX 番号 075-414-4974 電話 075-414-4957）

(ウ) 提出場所 3 に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 令和 7 年 7 月 18 日午後 3 時から

(イ) 交付方法 京都府ホームページに回答を掲載する。

ウ 質問及び回答書は業務仕様書の一部として入札条件となる。

エ 質問の提出がない者及び回答書の受領に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札条件に違反した入札

(11) 入札の失格

再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者は失格とする。

(12) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が落札決定通知のあった日から5営業日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

19 契約保証金

免除する。

20 契約書の作成の要否

要

21 その他

- (1) 1 から 20 までは定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 仕様書及び契約書案については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。